社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２８年度　第２回　理事会議事録

１　開催年月日　　平成２８年１２月１２日（月）
　　午後４時００分～午後５時００分
２　開催場所　　精華町社会福祉協議会デイサービスセンター
　　２階　多目的研修室
３　理事総数　　１５名
４　出席者氏名　（１３名）
　理事　　森　修美　早樫一男　田中智美　中西邦洋
　　稲田裕康　山本正來　青木勘治　長谷川 悟
　　石崎照代　青木 透　中畔秀昭　村瀬由美子
　　福味加世子
　監事　　浦田善之
５　欠席者氏名　　中川茂成　岩前良幸
６　議事の経過要領及び議案議決の結果

日程番号１　議長の互選について
　定刻に至り、定款第１１条第４項の規定により議長に中西邦洋理事が選任され、議長は定款第１１条第５項に定める定足数を満たしていることを確認した。

日程番号２　議事録署名人の選任について
　定款第１１条第８項の規定により議事録署名人に中畔秀昭・森　修美両理事を指名し、議案の審議に入った。

議　　長　　続きまして日程番号３。第６号議案、社会福祉法人精華町社会福祉協議会定款変更についてに入らせていただきます。事務局から提案願います。
事務局長　　はい、議長。第６号議案、社会福祉法人精華町社会福祉協議会定

款変更について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会定款（案）について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、社会福祉法人制度改革において、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第２１号）により経営組織の見直し等が行われることに伴い、社会福祉法人においては定款の変更が求められています。平成２８年１１月１１日に政省令が公布されたことを受け、平成２８年１１月２４日に全国社会福祉協議会から社会福祉協議会向けモデル定款が示されたことに基づき、本会の定款を変更する必要が生じたためのものでございます。平成２８年１２月１２日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。それでは、事前にお送りいたしました定款案と、件名が最初に抜けておりましたが、新旧対照表ということで、変更後と変更前の条文を表した物の２つの資料がある訳でございますが、こちら新旧対照表のほうを中心に、ご説明をさせていただきたいと思います。なお、正式には来週の２１日に評議員会を予定しておりまして、こちらへ新定款を提案いたしまして、決議いただきまして、その後、京都府の承認を受けて定款になるという流れで、現在、手続きを進めたいというふうに考えているところでございます。今回は定款変更という部分のみのご提案ということで、ご存知のとおり、定款ということは一番アウトラインの部分ということになって参りますので、細部につきましては今後、年明け１月頃まで含めまして、内部を詰めて参りたいと考えております。従いまして、残されました１か月弱ほどの間になりますが、１月上旬あたりまでに、本日理事会での役員さまのご意見と、来週予定しております評議員会での評議員の皆さま方のご意見。これらを三役会議に反映いたしまして、この中でもう１度検討させていただきまして、細部につきましては年明け、１月中旬以降になるかと思いますが、理事会、評議員会をそれぞれ開催させていただきまして、その中で具体的なプランをお示ししていきたいと考えているところでございますので、併せてよろしくお願いを申し上げます。それから、今回の定款変更につきましては法改正によるものということでございまして、必要的記載事項と言われます、法

改正によって法律で義務的に変えなければならない部分と、法人単位で設定できる任意的記載事項という部分がございます。時間の関係上、変更部分を中心にご説明をさせていただきたいと思っておりますが、とりわけ法人で裁量のあります任意事項につきましては、説明を添えながら朗読をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。なお、本文中、略と表現している部分につきましては、変更前と合わせて見ても変更が無い部分ということで、表記のほうを一部省略させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。それでは、変更後の条文案のところでございますが、第２条からです。この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。１号から５号までは同じでございます。６号、共同募金事業への協力。７号、ボランティア活動の振興。８号、老人居宅介護等事業の経営。９号、老人デイサービス事業の経営。１０号、障害福祉サービス事業の経営。こちらは、いずれもモデル定款に基づきまして並べ替え。並びに、言い回しを変更させていただいております。少し飛びまして、１３号です。福祉総合相談事業です。既存の事業を、今回を機に明文化させていただいております。１４号、生活支援体制整備事業。こちらは、この次の４月から介護保険法が改正される訳でございますが、その中で、コーディネーターを配置していって行う事業をこのように表現させていただいております。追加でございます。１５号につきましては、繰下げとなっております。次に、３条を飛ばしまして第４条の２項でございますので、２ページ目をご覧いただきたいと思います。２項、この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。こちらは、法改正によりまして社会福祉法人の使命として位置づけられまして、定款上、明文化するということが定められたために、追加させていただいております。次に、第２章の評議員に移りまして、第６条でございます。この法人に評議員１３名以上１５名以内を置く。こちらは、１１月に開催いたしました説明会でもご説明いたしましたように、

今回、法改正の中で大きな改正があったポイントといたしまして、評議員会が任意設置であったものが、必置になったということでございます。かねてより社協の場合は必置ということで行政指導を受けていた訳でございますが、その基準は、現行理事の２倍を超える数というふうに決められておりました。今回の法改正では理事の数を上回るということで、１名でも上回れば良いというふうに変更されております。資料のほうが前後して誠に恐縮でございますが、５ページをお開きいただきまして、第１８条をご覧いただきたいと思います。この法人には、次の役員を置く。ということで、１号、理事としまして、１２名というふうに表記させていただいております。今回、法改正では６名以上の理事ということになった訳でございますが、この２倍にあたります１２名ということで、こちらは法人単位で任意に設定するものでございますが、今回は１２名ということでご提案をさせていただきたいと思います。当然、現行１５名ということでございますので、マイナス３名ということになる訳でございますが、この選出区分や内訳などにつきましては、今回の理事会、来週予定しております評議員会などでご意見を頂戴しながら、次の三役会議でまたご相談をさせていただきたいと、このように考えている訳でございます。従いまして、理事１２名ということで、恐縮ですがまた２ページのほうにお戻りをいただきまして、第６条のところ。１２名を上回る数ということから、１３名以上１５名以内という表現にさせていただいております。なお、相楽郡内、それから近隣の市町村社協でございますが、事務局で調査をした限りにおきましては、やはりこれぐらいの数字。１３名から２０名ぐらいまでの評議員数と予定されている社協が多いというふうに聞いているところでございますので、参考までにお知らせをさせていただきます。次に第７条です。この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。こちらは今回、法改正によりまして新設された部分でございます。２項、評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。こちらも、法人単位で任意に設定する部

分でございますが、法定基準で３名以上とされておりますが、この基準を満たすように３名で今回、設定させていただいております。３項、評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。４項、選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。この定款の中で、この部分もそうですが、別に定める規程というものが、この後にも何箇所か出て来る訳でございますが、この定款の京都府の認可を得てから、先ほど申しました年明けの理事会や評議員会にご提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。次に５項です。選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。６項、評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。７項、評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。第８条、社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。第９条、評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。こちら、任意の部分がございます。今回は、選任後４年以内というふうにさせていただいておりますが、法律の中では４年から、最高で６年まで伸長することが可能ということになっておりますが、今回、４年ということで提案をさせていただいているものでございます。２項、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。３項、評議員は、第６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。こちらは新たに追加された部分でございますが、３項、辞任をした場

合であっても、後任が選任されない場合は、次の方が決まるまでの間は権利、義務ともに有するということが付け加えられております。次に第１０条です。評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。こちらも、報酬額につきましては任意とされておりますが、現行どおり支弁しないということで提案をさせていただきたいものでございます。ただし、いわゆる実費弁償費につきましては、会議など出席の実態に合わせてお支払をさせていただきたいと。これまでと同じ、通常どおり考えているものでございます。次に第３章、評議員会です。第１１条、評議員会は、全ての評議員をもって構成する。第１２条、評議員会は、次の事項について決議する。１号、理事及び監事の選任又は解任。２号、理事及び監事の報酬等の額。３号、理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準。４号、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認。５号、定款の変更。６号、残余財産の処分。７号、基本財産の処分。次のページに移ります。８号、社会福祉充実計画の承認。９号、公益事業・収益事業に関する重要な事項。１０号、解散。１１号、その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。となっております。この中で、第８号で社会福祉充実計画というものが出て参ります。これにつきましては、精華町社協で計画を策定する必要があるかどうかというところがまだ、はっきりとはわかっていない訳でございますが、来年１月に厚生労働省がその基準を示すというふうに今のところ言われておりますので、１月以降、その基準が出た時に現在の決算状況を照らし合わせまして、充実計画を策定する義務があるかどうか速やかに判断いたしまして、また理事会のほうにご報告をさせていただきたいと考えております。次に第１３条、評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。第１４条、評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。２項、評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。第１５条、評議員会の議長は、その都度評議員の互選

とする。第１６条、評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。２項、前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。１号、監事の解任。２号、定款の変更。３号、その他法令で定められた事項。３項、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１８条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。４項、第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。この第４項につきましても、今回の法改正で新設された部分となっております。次に第１７条、評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。２項、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２人は、前項の議事録に記名押印する。次に第４章、役員の章です。この法人には、次の役員を置く。１号、理事１２名。２号、監事２名。２項、理事のうち１名を会長、２名を副会長とする。３項、前項の会長をもって社会福祉法の理事長とする。今回、第２項の所に会長１名、副会長２名というふうにさせていただいておりますが、こちらも副会長につきましては、任意設置ができるということになっておりますが、現行どおり理事の中から２名の理事さんに副会長に就任していただくという定款で、提案をさせていただきたいと思っております。次に第１９条です。理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。２項、会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。第２０条、社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることにな

ってはならない。２項、社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。次のページに移ります。第２１条です。理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。２項、会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。３項、副会長は、会長を補佐する。４項、会長は、毎会計年度に４月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。この４項につきましては新設となっておりまして、年に２回以上ということになっております。当然、３回、４回ということもある訳でございますが、定款上は、２回以上という表現にさせていただいております。次に第２２条です。監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。２項、監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。第２３条、理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。２項、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。３項、理事又は監事は、第１８条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。この３項につきましては、先ほどの評議員と同じでございまして、次の方が決まるまでの間は理事、または監事として、権利も義務も有するということになります。次に第２４条です。理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。１号、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。２号、心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。第２５条、理事及

び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。今回、これまでは理事会の議決とされておりましたが、変更後になりますと評議員会において定めるということで、決議する会議が変わるということでございます。次に、第５章の顧問でございます。法律上、顧問につきましては任意設置ということでございますが、現状、顧問といたしまして精華町長並びに精華町議会議長さまにご就任をいただいておりますので、現行どおり想定をしているものでございます。第２６条、この法人に顧問若干名を置く。２項、顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。３項、顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。４項、任期については、役員の任期に準ずる。第６章、理事会。第２７条、理事会は、全ての理事をもって構成する。第２８条、理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。１号、この法人の業務執行の決定。２号、理事の職務の執行の監督。３号、会長、副会長の選定及び解職。第２９条、理事会は、会長が招集する。２項、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。ここで、第２９条２項で、会長が欠けたときということが出て来る訳でございますが、現在は職務代理者ということをあらかじめ決めておくことができる訳でございますが、この新定款が施行されて以降につきましては、あらかじめ職務代理者を決めることができないというふうに、ルール改正がなされます。つきましては、招集につきましては副会長が招集をする訳でございますが、後任の会長職につきましては、招集された理事会の中で互選していただくということになります。次に第３０条、理事会の議長は、その都度理事の互選とする。８ページに移ります。第３１条、理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。２項、前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記

録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。こちらは、先ほどの評議員会の基準と同じでございますが、新たに今回、法改正で新設された部分となっております。第３２条、理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。２項、出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。この２項につきましては現在、議事録署名人という方をその都度お二人選任させていただいておりますが、その必要がなくなるという意味でございます。変更後の条文につきましては少し飛びまして、１０ページをご覧いただきたいと思います。第７章、会員です。第３３条。こちらは会員のことでございますが、変更前から、途中挿入があったため、条が繰り下がっているものでございます。３項でございますが、会員に関する規程は、評議員会において別に定める。となっております。次のページでございますが、８章、部会及び委員会でございますが、こちらにつきましても条の繰り下がりということで、第３４条に改めております。次に第９章、事務局及び職員でございますが、こちらも、条を３５条に繰り下げております。２項でございますが、この法人に、事務局長を１名置くほか、職員を置く。３項、この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。４項、前項施設長等以外の職員は、会長が任免する。ということで、施設長等の重要な職員につきましては、理事会において選任、解任するということが明文化されております。次に第１０章、資産及び会計でございます。第３６条に条が繰り下がっております。本文では、この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。というふうに、文言が改まっております。第３項でございますが、その他財産は、ということで、こちらも文言が改まっております。４項では、公益事業用財産は、第４５条に掲げる、ということで、条が繰り下がっているために変更をさせていただいております。次に、１２ページをご覧いただきたいと思います。第３７条です。基本財産を処分し、又は担保に供し

ようとするときは、理事総数(現在数)の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、京都府知事の承認を得なければならない。ということに改めております。第３８条です。こちらは資産の管理に関する部分ですが、条の挿入によりまして、条が繰り下がっているものでございますが、２項につきましては、表現を改めております。資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。というふうに、文言を変えております。３項ですが、前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。とされております。こちらは、法改正によって新設された部分でございます。それから、右側の変更前のほうをご覧いただきたいんですが、第２４条といたしまして特別会計に触れておりますが、今回、新定款のほうでは特別会計と呼ばれるものは無くなるということになります。変更後に戻りまして、第３９条です。この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。２項、前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。第４０条、この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。１号、事業報告。２号、事業報告の附属明細書。３号、貸借対照表。４号、収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書)。５号、貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書。６号、財産目録。２項、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。３項、第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する

ものとする。１号、監査報告。２号、理事及び監事並びに評議員の名簿。３号、理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類。４号、事業の概要等を記載した書類。こちらの各書類につきましては追加となっております。次に第４１条でございますが、会計年度につきましては、条が繰り下がっているものでございます。次に、１４ページをご覧いただきたいと思います。第４２条、この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。第４３条、予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意を得なければならない。第４４条、この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。先ほど、第３８条の３項によりまして、株式の保管のことについて触れられている訳でございますが、現在、株式の保管を予定しているものではございませんが、法改正によりましてこのような条文が出てきております。議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会で承認を得るということが定められているということになっております。次に、第１１章でございます。第４５条、この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、次の事業を行う。ということで、いわゆる公益事業と呼ばれる各種事業でございますが、こちら事業の内容につきましては、変更はございません。２項でございますが、前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意を得、評議員会の承認を得なければならない。ということになっております。１５ページですが、第１２章といたしまして、解散に触れております。こちら、第４６条に条が繰り下がっております。次に、第４７条でございます。こちらは、残余財産の帰属でございます。解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。ということでございます。行政などに帰属する訳ではなく、

他の社会福祉法人にその財産は帰属するということが、明文化されております。第１３章、定款の変更です。第４８条、この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、京都府知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。ということで、今回、法改正によりまして、元の社会福祉法の条がずれていることに対応しているものでございます。１６ページをご覧いただきたいと思います。第１４章といたしまして、公告の方法その他、というところでございます。第４９条、この法人の公告は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、精華町の広報紙、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。ということで、いわゆるホームページなどに掲載して行うということが追加されたものでございます。施行細則、第５０条につきましては、条の繰り下がりによるものでございまして、附則の一番下でございますが、２項といたしまして、この定款は、平成２９年４月１日から施行する。ということでございます。以上が、定款変更の内容でございますが、冒頭でも申しましたように細部につきましてはまだこの定款では明らかになってこない部分がございます。これにつきましては、やはり理事の皆さま方のご意見。それから、評議員の皆さま方のご意見を一度聞かせていただく場を持ってから細部を詰めていきたいという三役のご意向でもございますので、今日の理事会、それから今月いっぱい。年明け早々ということになるかと思いますが、この間、各理事さまからいろいろなご意見をいただきながら細部をまとめていきたいと考えておりますので、今回、定款変更についてという提案でございますので、どうか可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　　ただいま事務局から議案の説明を受けましたが、何か質疑がございましたら挙手にてお願いしたいと思います。ご意見ございませんか。

青木勘理事　（挙手）

議　　長　　どうぞ。

青木勘理事　ちょっと確認をお願いしたいんですが、第７条のですね、評議員の選任及び解任の項の第３項ですが。この３項は、評議員の選任・解任委員の選任及び解任ということで、要するに、３名の委員を構成する方々の選任は理事会で行うと。こういうことですね。

事務局長　はい。

青木勘理事　同じく第４項なんですが、第４項は、選任候補者の推薦及び解任の提案は、というのは、これも同様に３名の委員を決める条項ですか。ちょっとここがね。３名の委員を決める条項なのか、評議員を選任するための条項なのかの区別がわかりづらいんですが。どんなもんでしょうか。

議　　長　事務局。

事務局長　はい。こちらの３項のほうにつきましては、いま理事がおっしゃいましたとおりでございまして、選任・解任委員会の３名の委員に関する部分でございます。４項につきましては、評議員として選任される候補者でございますので、６条にあります、評議員１３名以上１５名以内の候補者という、ちょっと回りくどい選考方法になりますが、まず第１段階として理事会においてその候補者をリストアップするといいますか、提案をすると。その名簿をもって選任・解任委員会のほうに送りまして、その選任・解任委員会が１３名から１５名の間で選任するという、２段階方式といいますか、理事会で１度、事前に候補者をリストアップすると。その中から、選任・解任委員会において選任するというような方法になっております。

青木勘理事　そうするとね、第５項の、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、と書かれているこの部分も同様ですね。

事務局長　はい。

青木勘理事　ということは、理事会で評議員の選任の候補者の推薦。それから、その場合の評議員としての適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならないというところまで理事会で行うと、こういうことですか。

事務局長　はい、そういうことになります。

青木勘理事　そうすると、できればここ誤解を受けやすい条項だと思うので、第４項、５項の頭にですね、評議員選任候補者のとか、評議員選任候補者

という、頭に評議員という文字を入れてもらったほうがはっきりすると思うので、この３項との違いがね。ちょっと非常に区別しづらいので、そこのところご検討いただけたらと思うんですが。

議　　長　事務局。

事務局長　はい、ありがとうございます。来週、評議員会にこの定款変更を提案させていただく訳でございますが、誤解を招かないように４項と５項の部分の頭に評議員というような、わかりやすい表現に努めさせていただきたいと思います。

議　　長　よろしいですか。

青木勘理事　はい。

議　　長　他に質疑ございましたら、挙手してください。

青木透理事　（挙手）

議　　長　はい、どうぞ。

青木透理事　青木です。第７条の２項のね、外部委員というのはどういう範囲というか、対象をイメージされているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議　　長　事務局お願いします。

事務局長　はい。第７条２項に、評議員選任・解任委員会の構成が示されている訳でございますが、この中でいいます外部委員につきましては、法令の逐条解説などを見ておりますと、当然、社協の役職員ではない者というふうに書かれております。ただしそれが、役職員でなければ誰でも良いのかということになってくる訳でございますが、現在想定をしておりますのは、精華町などの行政経験職員でＯＢの方など。その精華町の行政職の中でも、福祉部局での経験のある方のＯＢの方などが外部委員として相応しいのではないかというふうに、三役会議の中ではそのようにまとめているところでございますが、具体的な氏名というのはまだリストアップしておりませんので、その線から当たらせていただきたいなと考えているところでございます。

議　　長　よろしいですか。

青木透理事　はい。

議　　長　他にございませんか。

ご意見がなければ採決したいと思います。この第６号議案について、

賛成の方は挙手願います。

理　　事　　（全員挙手）

議　　長　　全会一致により、可決承認します。

続きまして日程番号４。諸報告に入らせていただきます。事務局から報告願います。

事務局長　　はい、議長。それでは、本日お手元にご用意させていただきました資料に基づきまして、今年度から実施しております新規事業並びに今年度の重点事業の進捗状況等につきましてご報告をさせていただきたいと思います。まず１つ目は、平成２８年度精華町ファミリー・サポート・センター活動実績と書かれた１枚物の資料でございます。今年から実施いたしました、精華町ファミリー・サポート・センターの事業に関するものでございます。今年７月２０日から、精華町から委託を受けまして、この事業を開始しているところでございます。現在までの会員数、登録数でございますが、依頼会員といたしまして１４名。援助会員といたしまして１５名。それから両方会員。依頼の時もあれば、援助する時もあるという、両方会員という制度がございますが、こちらが２名ということで、合計で現在３１名のご登録をいただいております。この中の援助会員並びに両方会員につきましては、事前に２４時間相当の研修を受けていただきまして、子育て、それから病児や遊びなど、子どもの特徴なども含めまして、そういった事前の２４時間の研修を受講していただいた方々に登録をしていただいています。その下の表でございますが、活動内容及び活動実績というところですが、実際に７月２０日からオープンした訳でございますが、最初の３か月間というのは実績が無いような状況でございました。初めての活動は１０月からということでございまして、一番最初にあったのが保育所終了後の迎えと、その後の、保護者が帰って来るまでの預かりというものでございました。１０月に２件ございまして、合計で６時間ございました。１１月に入りましてからも同じ活動で２件２時間と、それから新たに、保護者の用事の時の一時預かりというものが３件６時間ございましたので、ご報告をさせていただきます。この事業につきましては当初から

援助会員が一定数いないと成り立たないということから、前半につきましては援助会員の養成に力を入れてきたところでございますが、一定数、１５名という援助会員さんが登録していただくことができましたので、今後につきましては依頼会員。活動実績のほうですね。こちらにつきましても積極的に啓発をしていきたいというふうに考えております。次に、重点事業の報告でございますが、Ａ３サイズの２枚物で本日お手元にご用意をさせていただきました。第２四半期の締めということで９月末現在の実績でございますが、こちらの資料をもちいまして、今年度の重点事業の進捗状況をご報告させていただきます。まず１点目、ふれあいサポート事業でございますが、数値目標を、支援体制の強化ということから、協力会員４０名体制を目ざすという目標を掲げさせていただきました。年度当初から見ますとプラス１８名の増員というところを狙っている訳でございますが、右端の結果の所を見ていただきたいと思います。協力会員が３１名ということで、４０名の目標にはまだもう少し到達できていない訳でございますが、当初狙いどおり人数につきましては増えてきているところでございまして、今後につきましては、登録だけではなく生活支援の担い手としていろんな住民さんのニーズに対応できるように、養成講座やスキルアップの研修なども今後は開催していきたいと考えているところでございます。次に２点目でございますが、小地域福祉委員会活動支援ということで、数値目標としましてはモデル地区を２１か所に増やしたいということで、プラス３か所を狙った訳でございますが、一番右端の結果の所にもございますように２０か所ということになっております。当初の３か所にはならなかった訳でございますが、進捗状況の中に記載いたしましたように、第６期モデル地区といたしまして、桜が丘一丁目自治会、桜が丘四丁目自治会を新たにモデル地区指定させていただきました。こちらにつきましては別添、Ａ４サイズの１枚物で、精華町内における小地域福祉委員会・高齢者ふれあいサロンの状況と書かれた表をご用意させていただきました。一番左端には中学校区。その隣、小学校区。その横、地区名ということで、現在４２の自治

会がございますが、それぞれの地域で小地域福祉委員会並びに高齢者ふれあいサロンの設置状況を一覧にしてまとめたものでございますので、またお時間のある時にご覧いただければというふうに思っております。次に本文に戻りまして、３番目でございます。（予防）訪問介護事業でございます。数値目標といたしましては１か月の、のべ利用回数８５０回を目ざしております。カッコのプラス７４回というのは、前年度実績から差引きしている訳でございますが、結果。一番右端をご覧いただきますと、利用回数の平均は月７７８回ということで、目標まではいまひとつというような状況となっております。訪問介護につきましては、お亡くなりになられたり施設に入所された場合に、大幅に実績が一時的に落ち込んだりする特徴のある事業でございますので、今後も高齢者は増加していく訳でございますので、しっかりとＰＲをしていきながら進めていきたいと考えております。次に４番目の事業。通所介護事業でございます。こちらの数値目標は稼働率の向上ということで稼働率８０％を目ざしておりますが、右端の結果の所。稼働率７２．３％というようなところで、伸び悩みをしているところでございます。２ページ目に移りまして、５番目の事業。認知症対応型通所介護事業。ほっとぴあというふうに呼んでいる事業でございます。同じ通所介護でありますが、こちらのほうは認知症対応型という通所介護になります。目標数値は、稼働率６５％に設定をしております。右端、稼働率につきましては５５．８％というところでございまして、こちらも、目標まではあと少しというような状況となっております。なお、この資料につきましては第２四半期締めということで９月末日現在の実績になっておりますが、通所介護、それから訪問介護ともに、この１０月、１１月につきましては増加傾向となっておりまして、第３四半期の実績ではもう少し上向きの報告になるのではないかと感じているところでございますので、あわせてご報告をさせていただきます。それから最後になりますが、事務連絡といたしました、第５回きょうと地域福祉活動実践交流会の開催についてのご案内でございます。こちらは、役員の皆さまのみならず、広く地域の皆さま方、

福祉関係者の皆さま方にお知らせをさせていただきたい取り組みでございますが、毎年、京都府内のブロック別に、この地域福祉活動を実践しておられる方々が一堂に集う場ということで、通称は、きょうとサミットというふうにも呼ばれておりますが、このような取り組みが５年間ほど続いているところでございます。今年度につきましては山城西ブロックが主担当ということでございまして、会場は八幡市文化センターで開催されるということが決定いたしました。日時につきましては、来年の１月２８日土曜日。１３時から１６時１５分までということになっておりますが、開催要綱につきましては２枚目以降に添付させていただいておりますので、内容をご確認いただきまして、お時間がございましたら、他の地域の先進的な取り組みを学んでいただく良い機会でもあるかと思いますので、積極的なご参加を賜りたいというふうに考えております。なお、記以下、６番目に記載しておりますように、移動等につきましては精華町のバスを借用する予定となっております。正午に精華町役場北側駐車場を出発する予定でございますので、当然、直接ご参加いただくことも可能となっておりますので、その後の申込書をご利用いただきまして、ご出席希望される方におかれましてはお手数ですが、事務局のほうまでご連絡を賜りますようお願いを申し上げまして、以上で事務局からの諸報告を終わらせていただきます。

議　　長　　ありがとうございました。それでは、本日の案件は以上のとおりとなりますが、全般的なところで理事、監事の皆さま方から何かご意見はございませんでしょうか。

ございませんか。ご意見が無いようですので、以上をもちまして議長を降壇させていただきます。皆さま方のご協力、ありがとうございました。

以上、本理事会の案件は全て終了したので、午後５時００分散会した。

上記の決議を証するため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成２８年１２月１２日
社会福祉法人精華町社会福祉協議会
平成２８年度第２回理事会において

議　長　　印

署名人　　印

署名人　　印